

輪島市監査公表第34号

平成27年10月15日付発監査第126号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成27年11月12日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄





收 放 第 92 号  
平成 27 年 11 月 6 日



輪島市監査委員 高野 哲男 様

輪島市監査委員 小山 栄 様

輪島市長 梶 文 秋



### 定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

放送課

監査執行年月日

平成27年10月7日

監査の結果	措置の内容	措置状況
①ケーブルテレビ・インターネット使用料の滞納について  昨年度に引き続き、今後も負担の公平性と財源の確保を目指して、具体的な計画を立て、引きつづき職員一丸で取り組まれたい。	昨年度に引き続き、滞納者に対しては督促・催告状の送付やサービスの停止等とともに、個別の納付相談・納付指導等を実施している。  一部の悪質な高額滞納者に対しては、一部納付によるサービス再開に応じないなど徴収を強化した。  また設備保守委託契約の関係上、今年度は8月に送付した利用停止執行通知書を、来年度は6月中に滞納者に送付し、滞納繰越額の発生を抑制するため、早期納付を促し、現年度分の早期徴収に努めたい。	措置済